

## 郡山市LINE子ども・子育て相談事業実施要領

令和2年7月27日制定  
令和3年4月1日一部改正  
令和4年11月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正  
[こども部こども家庭課]

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が行う子育てに悩みを抱える保護者や子ども本人からの相談に対して、コミュニケーションツールとして多くの市民が利用している無料通話アプリ（以下「LINE」という。）を活用した子ども・子育て相談事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 市長は、LINEを活用して、保護者の子育てに関する悩みや、子ども自身の悩みを受け止め、解決に向けた相談支援を行うものとする。

2 相談者からの相談は、こども部こども家庭課（こども家庭相談支援係）において、24時間受け付けるものとする。

3 相談に対する回答は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に回答するものとし、回答は別表に掲げる担当部署が行うものとする。なお、回答に対する責任は、同担当部署が負うものとする。

### (対象者)

第3条 事業を利用することができる者は、原則、市内に住所を有する18歳未満の子ども及びその保護者とする。

### (回答に利用する媒体及び媒体の利用権限)

第4条 相談に対する回答は、管理者用のLINEを利用するものとする。

2 管理者用のLINEを利用できる職員は、別表に掲げる担当部署の担当者に限るものとし、当該職員の異動、退職等があった場合は、利用権限を失効するものとする。

### (秘密保持)

第5条 別表に掲げる担当部署の担当職員は、業務上知り得た情報を第三者に対して漏らしてはならない。ただし、こども部こども家庭課（こども家庭相談支援係）が保護者又は子どもの身体や生命に危険があると判断した場合には、児童相談所や警察署等の関係機関に連絡するものとする。

### (所管)

第6条 事業の運用に関する業務は、こども部こども家庭課（こども家庭相談支援係）が所管するものとする。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
3. この要領は、令和4年11月1日から施行する。
4. この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2、4条関係）

担当部署	相談内容
こども部こども家庭課	児童虐待、DV、ひとり親等に関する相談 妊娠、出産、育児等に関する相談 その他下欄のいずれにも該当しない相談
こども部子育て給付課	手当、医療費助成に関する相談
こども部こども総務企画課	放課後児童クラブ等に関する相談
こども部保育課	保育所入所、一時預かり事業等に関する相談
保健福祉部障がい福祉課	障がいに対する福祉サービスに関する相談
教育委員会総合教育支援センター	学校問題、いじめ等に関する相談